

## 退職医療制度

退職医療制度とは、長い間、会社や役所などに勤め、退職して国保に加入した人は、65歳になるまでの間、退職者医療制度による医療を受けることとなります。

対象となる方は、①国民健康保険に加入している方 ②65歳未満の方 ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間の合計が20年(または40歳以降10年)以上ある方の3つの条件のすべてに当てはまる人、およびその被扶養者(所得制限有り)が、この制度の適用を受けられます。

### 退職被保険者となる日

年金の受給権が発生した日(60歳以上の方は誕生日の前日・60歳未満の方は裁定月の初日)が、退職被保険者となる日です。受給権が発生し、年金保険者に裁定(決定)請求すると年金証書が送られてきます。証書を受け取ったら14

日以内に届け出てください。(印鑑、保険証、年金証書が必要です。)

### 窓口負担割合(一部負担金)

・退職被保険者および被扶養者 ……3割  
・小学校就学前の被扶養者 ……2割

### 退職者の保険税

退職被保険者の保険税は、一般の国保の被保険者の場合と同じです。

### 【問い合わせ先】

健康推進課国保年金班

☎82-4111

内線136、137



## 介護保険からのお知らせ

### 居住費・食費の負担限度額の申請はお済みですか？

介護保険施設に入所している方(ショートステイを含む)の居住費・食費は全額自己負担ですが、所得の低い方(下表の利用者負担段階が第1段階～第3段階に該当する方)は、申請により負担が軽減されます。

負担の軽減を受けるには、介護保険担当窓口申請をして、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

※負担限度額の有効期限は、申請月から6月末日までとなり毎年度手続きが必要です。

### 高額介護サービス費の支給について

介護保険では、同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。

※入所・入院(ショートステイ)の食費・居住費、差額ベッド代、日常生活費等の費用、住宅改修および福祉用具購入の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりません。

### 利用者負担段階と高額介護サービスの負担上限額

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担上限額(月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方または生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方	24,600円
第4段階	上記以外の方	37,200円

● 問い合わせ先/健康推進課 介護保険班 ☎82-9533